

## 一般社団法人 日本ドローンレース協会 会員規則

### (総則)

第1条 この規則は、一般社団法人日本ドローンレース協会（以下「本会」という）の定款に基づき、会員に関する事項を規定する。

### (会員)

第2条 本規則で会員とは、ドローンレースを通じて、ドローンレースの健全な発展と社会の発展に貢献することに熱意を持ち、及びその事業に賛同し、本規則を承認し、入会を申し込んだ団体及び個人のうち、本会が入会を認めた者をいう。

### (会員の種別)

第3条 本会の会員は次の4種類とする。

- (1) 正会員（個人または団体）
- (2) 賛助会員（団体）
- (3) 無料会員（個人）
- (4) 主催者会員（団体）

### (会員サービス)

第4条 会員は、以下のサービスを受けることができる。

- (1) すべての会員は、本会が主催するイベントに招待または割引、各種サービスを受け取ることができる。
- (2) すべての会員は、本会から発行される最新情報を受け取ることができる。
- (3) 正会員は、本会の総会、委員会・会合に出席し、意見を述べることができる。
- (4) 正会員は、本会の理事に選挙されることができる。
- (5) 正会員は、本会の公式会場に認定されることができ、本会が定める一部のレースやイベントを開催することができる。
- (6) 賛助会員は、本会が主催する一部の委員会・会合に参加することができる。
- (7) 賛助会員は、本会が所有する一部の媒体に露出することができる。
- (8) レース会員は、法務対応において本会が行う包括申請の対象となることができる。
- (9) 主催者会員は、本会が定める一部のレースやイベントを開催することができる。

### (費用の負担)

第5条 会員は当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

### (入会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、本会所定の手続きによる申し込みを行い、理事の承認を受ける必要がある。

### (会費)

第7条 会員は、次の入会金、年会費を本会に納めなければならない。

- (1) 正会員（個人）：入会金 50,000 円 年会費 10,000 円
- (2) 正会員（団体）：入会金 100,000 円 年会費 100,000 円
- (3) 賛助会員：入会金 50,000 円 年会費 1 口 50,000 円
- (4) レース会員：無料

(5) 主催者会員：入会金 50,000 円 年会費 50,000 円

2. 前項にかかわらず、年会費は、入金の確認がなされた日より1年間とする。2018年7月より以前の入会の場合は、予め定められた期間を会員有効期間とする。

(会費の納入)

第8条 会費の納入は1年分を前納するものとする。ただし、新規会員は入会時に会費を納入するものとする。

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2. 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または解散したとき。
- (4) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (5) 除名されたとき。

3. 定款その他の規則に違反したとき、または、本会の名誉を傷つけ、本会の目的に反する行為をしたとき、その他、正当な事由があるとき、理事3分の2以上の決議により、会員を退会させることができる。

4. 会員の資格を喪失したときは、本会に対する権利を失う。但し、会員がその資格を喪失しても、本会に既に納入した会費等そのほかの拠出金は、理由の如何を問わず返還しないこととする。

(会員に対する通知等)

第10条 会員に対する通知または書面の送達は、次の方法による。

- (1) 本会のホームページ
- (2) 会員名簿に記載された会員のメールアドレスまたは住所地
- (3) その他インターネットサービス

(届出事項の変更)

第11条 会員は、本会に届け出た法人名及び氏名、住所、電話番号及びメールアドレス等に変更が生じた場合には、遅滞なく本会に所定の方法により届け出ることとする。

2. 前項の届出がないために本会からの通知、送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合は、通常到着すべき時に会員に到着したものとみなす。但し、前項の変更を行わなかったことに、やむを得ない事情がある場合にはこの限りではない。

(規則の改定)

第12条 本規則の改廃は理事会の決議によって行う。

附則 この会則は平成28年9月25日から施行する。